

## 鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (調査検討する事項)

第2条 検討会は、鳥取県附属機関条例（平成26年鳥取県条例第12号）に基づき設置し、必要に応じて「オープンデータ部会」「ビッグデータ部会」を置くことができる。その具体的な調査検討内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) オープンデータ活用及びビッグデータ活用を推進するために必要な施策等の検討
- (2) 国内外におけるオープンデータ及びビッグデータに係る取組の調査
- (3) 鳥取県におけるオープンデータ及びビッグデータに係る取組の企画検討及び審議
- (4) 鳥取県におけるビッグデータ活用可能性等の調査

### (委員)

第3条 委員は、その調査検討する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命された年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第4条 検討会の会議は、商工労働部経済産業総室産業振興室長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第5条 検討会の庶務は、鳥取県商工労働部経済産業総室産業振興室において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工労働部経済産業総室産業振興室長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。